法令及び定款に基づくインターネット開示事項

- 会社の体制および方針
 - 1. 業務の適正を確保するための体制の 整備についての決定の内容の概要
- 2. 業務の適正を確保するため の体制の運用状況の概要 連結株主資本等変動計算書 連 結 注 記 表 株主資本等変動計算書 個 別 注 記 表

第89期(2018年4月1日~2019年3月31日)

株式会社 GSIクレオス

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。 (http://www.gsi.co.jp)

会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (①取締役および使用人が遵守すべき行動規範である企業理念や「コンプライアンス規程」等にもとづき、 コンプライアンス体制を整備する。
- ②コンプライアンス体制の徹底を図るため、「内部統制委員会」(代表取締役社長が委員長)の下部組織として「コンプライアンス部会」を設置し、人事・労務担当取締役を責任者とする。 ③「コンプライアンス部会」の担当取締役は、「コンプライアンス・プログラム」や「コンプライアンス
- ③「コンプライアンス部会」の担当取締役は、「コンプライアンス・プログラム」や「コンプライアンス 規程」にもとづき、グループ会社における関連規程の整備を行う。また、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況を管理・監督し、内部通報相談窓口を含む当該プログラム体制の周知・徹底およびコンプライアンス・マインドの向上を図るため、使用人に対して適切な研修を実施する。
- ④「コンプライアンス・プログラム」に従い、極めて重大で緊急性を有する事態だけでなく、日常的なクレームやトラブルも含めて発生時の報告・連絡体制を明確にするとともに、各部署・グループ会社においてコンプライアンス責任者を任命、クレームやトラブル等の状況、業界における事例および職場における懸念事項等について、四半期ごとに「コンプライアンス部会」への報告を求める。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「情報の保存および管理について定めた「情報管理基本規程」等の規程にもとづき、取締役の職務執行に 係る情報を文書(電磁的媒体を含む)に記録・保存し、これを管理する。また、取締役は当該規程により、 常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①経営企画部を当社グループにおけるリスク管理の統括部門と定め、「内部統制委員会」の下部組織である「リスク管理部会」を中心に統合的なリスク管理体制を整備する。また、重要な影響を及ぼすリスクの把握とコントロールを目的とした「リスク管理基本規程」にもとづき、業務執行の万全性を確保する。
- ②、「コンプライアンス・プログラム」の徹底を図ることにより、職場における円滑なコミュニケーションを通じて問題の発生を未然に防止するとともに、万が一、問題が生じた場合においても、迅速かつ適切な対応を可能にする体制を構築することにより、当社に対する信頼の維持・向上を図る。
- ③業務監査室は、定期的にリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長ならびに監査等委員会、「内部統制委員会」、「リスク管理部会」および「コンプライアンス部会」に報告する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、取締役会において定められた経営機構および取締役の職務分掌にもとづき職務を執行するものとし、その責任および執行手続きについては、「職制」や「役職者の責任権限規則」等において詳細を定める。
- ②企業理念を踏まえて策定する中期経営計画に従い、当社および子会社は、毎年次の経営計画(定量・定性目標)を策定し、経営資源の効率的な配分を行う。
- ③業績管理については、情報システムの活用により業績を迅速にデータ化し、担当取締役および「経営会議」に報告し、進捗状況の分析および対応策等の協議を行い、その結果を「取締役会」に報告する。

(5)当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社の経営企画部がグループ全体の内部統制を担当するとともに、「コンプライアンス・プログラム」については、「コンプライアンス部会」と協働し、当社グループ全体の適切かつ統一的な運用を図る。
- ②経営管理については、「関係会社管理規定」にもとづき子会社経営の管理を行うほか、定期的に子会社の経営計画について確認するとともに、特に重要な子会社については、随時、業績の進捗状況を代表取締役社長に直接報告することを求める。
- ③担当取締役は、当社の業務監査室が実施するグループ会社に係る内部監査結果にもとづき、グループ会社社長に内部統制状況の改善計画の策定を指示し、実施の支援・助言を行う。

(6)監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助使用人を配置する。
- ②当該補助使用人の人事異動・人事評価については監査等委員会の同意を要するものとする。
- ③監査等委員会は、監査に必要な監査業務を業務監査室等の使用人に委嘱することができるものとし、監査業務の要請を受けた使用人は、当該業務遂行に関して取締役(監査等委員である取締役を除く。)の 指揮・命令を受けないこととする。

(7)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)・使用人および子会社の取締役・使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制

- ①当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)・使用人および子会社の取締役・使用人等は、会社 法に規定されている報告事項に加えて当社グループに重要な影響を及ぼす事項について、監査等委員会 の要望書に従い速やかに報告する。
- ②「関係会社管理規定」にもとづく子会社等からの報告事項・申請事項は、随時監査等委員会に報告される体制を整備する。
- ③当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)・使用人および子会社の取締役・使用人等は、緊急かつ重要な事態等を発見した場合「コンプライアンス・プログラム」にもとづき監査等委員会に内部通報ができるものとする。

(8)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会へ報告をした当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)・使用人および子会社の取締役・使用人等に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)・使用人および子会社の取締役・使用人等に周知徹底する。また、当社の「内部通報規程」において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)・使用人および子会社の取締役・使用人等が監査等委員会に当該内部通報をしたことにより、解雇その他いかなる不利益を課してはならないことを明記する。

(9)監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の 償還を請求した時は、その請求に係る費用等が監査等委員である取締役の職務執行に必要でないことを証 明できる場合を除き、これに応ずることとする。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員である取締役は、社内の重要会議に出席するほか、各部門の責任者との面談等を通じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行の状況を把握するとともに、監査等委員会は代表取締役と定期的な意見交換会を実施する。
- ②監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、業務監査室および会計監査人と情報交換や監査の相互補 完を行い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、その監査結果を十分尊重する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1)コンプライアンス

当社グループでは、「コンプライアンス規程」とその行動指針である「コンプライアンス・プログラム」を定めるとともに、「コンプライアンス部会」においてその遵守を確認しており、当事業年度は4回開催いたしました。部会では、グループ会社および当社各部門からの報告事項について評価を行って、その評価結果をフィードバックいたしました。また、コンプライアンスに関する研修を実施するなどの啓発活動を行いました。

(2)リスク管理

当社プループでは、「リスク管理基本規程」を定め、「リスク管理部会」において戦略上・業務上のリスクの統合管理を行っており、当事業年度は2回開催いたしました。また、「投資委員会」において投資に係る評価、分析を行っており、当事業年度は3回開催いたしました。「投資委員会」では、投資先のモニタリングに加え、新規投資案件の事前審議を実施して「経営会議」へ諮問いたしました。

(3)監査等委員会による監査体制

監査等委員会は3名(常勤の監査等委員1名、社外監査等委員2名)で構成されており、当事業年度は、 監査項目の検討や監査意見の取りまとめのため、14回開催いたしました。

監査等委員は、監査の実効性を高めるため、「取締役会」(13回)、「経営会議」(12回)、「内部統制委員会」(5回)、その他の重要な会議に出席するとともに、代表取締役との意見交換会(2回)、取締役との面談(7回)、執行役員との面談(5回)ならびに会計監査人との協議(9回)、その他部門・子会社等のヒアリングおよび業務監査室やその他の管理部門との情報交換を行いました。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

				株					主	資						本					
			資 本	金	資	本	剰	余	金	利	益	剰	余 金	自	2	株	式	株	主道	本	合 計
当 期 首	残	ョ		7,186					855				10,071				△22				18,090
当 期 変	動	額																			
剰 余 金 (か 配	当											△225								△225
親会社株主に帰属す	「る当期純和	削益											1,152								1,152
自己株式	の取	得														4	△154				△154
株主資本以外当期変動額	の項目 (純額	<i>ග</i>																			
当 期 変 動	額合	計		-					_				926			4	△154				772
当 期 末	残	高		7,186					855				10,998			4	△177				18,862

	そ の	他 の	包 括 利	益 累	計 額	
	その他有価証券評価差額金	繰延へッジ損益	為 替 換 算調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累計額	そ の 他 の 包 括 利 合 累 計 額 合 計	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	606	△36	190	65	826	18,916
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△225
親会社株主に帰属する当期純利益						1,152
自己株式の取得						△154
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△540	22	△193	14	△696	△696
当期変動額合計	△540	22	△193	14	△696	75
当 期 末 残 高	66	△13	△3	80	129	18,991

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 : 15社

連結子会社の名称 : ㈱セントラル科学貿易、大三紙化工業㈱

(㈱オフィス・メイト、㈱ジーマーク (㈱)いずみ、GSIマルロンテックス(㈱) (㈱)クレオスアパレル、(㈱)GSI ABROS

GSI Holding Corporation GSI Exim America.Inc.

GSI Europe-Import+Export GmbH

GSI Trading Hong Kong Ltd. GSI Creos China Co., Ltd. GSI (Shenzhen) Ltd. GSI Creos Korea Co., Ltd.

(2) 非連結子会社の数 : 10社

主要な非連結子会社の名称 : PT. Creos Jakarta

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社10社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 : 3 社

持分法適用の非連結子会社の名称 : 北京吉思愛針織有限公司

GSI Creos Brasil Ltda. 平湖科立思紡織有限公司

(2) 持分法適用の関連会社の数 :該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の数:11社

主要な持分法非適用の非連結子 : PT. Creos Jakarta 会社の名称

主要な持分法非適用の関連会社 : 伊姿美服装 (大連) 有限公司

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社7社及び関連会社4社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、 持分法の適用範囲から除外しております。

- 3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの : 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により

処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの : 移動平均法による原価法

② デリバティブ : 時価法

: 主として移動平均法による原価法 ③ たな卸資産

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

: 主として旧定額法(ただし、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品に ① 有形固定資産

(リース資産を除く) ついては、主として旧定率法)

主な耐用年数は、建物及び構築物2~50年、機械装置及び運搬具2~12

年、丁具、器具及び備品2~20年

② 無形固定資産 : 旧定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (リース資産を除く)

(5年)に基づく定額法

③ リース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債 権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えて、支給見込額を計上しております。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年) による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

- ③ 小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合 要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債ならびに収益及び費用は、当該子会社等の決算日の 直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段: 為替予約取引・金利スワップ取引 ヘッジ対象: 外貨建予定取引・借入金利息

③ ヘッジ方針

「社内管理規則」に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを為替予約取引によりヘッジし、借入金に係る市場金利の変動リスクを金利スワップ取引によりヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成にあたっては、それぞれ連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日と異なる決算期の子会社等については連結決算日までの間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に係る債務

短期借入金 333百万円

上記について、流動資産の一部(受取手形及び売掛金、商品、未着商品)に包括的な担保契約を行って おります。

- 2. 有形固定資産の減価償却累計額 5.110百万円
- 3. 有形固定資産の「機械及び装置」のうち、取得価額から控除した国庫補助金等受入にともなう圧縮記帳額 は49百万円であります。
- 4. 保証債務

以下の会社の金融機関からの借入金等に対して、つぎのとおり債務保証を行っております。

日神工業㈱	50百万円
計	50

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び数

普诵株式

6.464.971株

- 2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額等

2018年6月28日開催の第88期定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普诵株式 ・配当金の総額

225百万円

1株当たり配当額 35円

・基準円 2018年3月31日 2018年6月29日 ・効力発生日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2019年6月26日開催の第89期定時株主総会決議予定の配当に関する事項

・株式の種類 普通株式・配当金の総額 252百万円・配当の原資 利益剰余金

・1 株当たり配当額 40円

・基準日 2019年3月31日・効力発生日 2019年6月27日

金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、当社グループにおける与信管理等を定めた社内管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しております。また、子会社等に対し長期貸付を行っております。 支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に運転資金及び設備 投資等に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。 社内管理規則に基づき、実需に伴う取引に限定しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、つぎのとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1)現金及び預金	12,437	12,437	_
(2)受取手形及び売掛金	28,675	28,675	_
(3)投資有価証券	2,168	2,168	_
(4)長期貸付金	100	98	△1
資産合計	43,381	43,379	△1
(5)支払手形及び買掛金	24,283	24,283	_
(6)短期借入金	13,777	13,777	_
(7)1年内返済予定の長期借入金	232	232	_
(8)リース債務 (流動負債)	59	59	_
(9)未払法人税等	247	247	_
10)長期借入金	217	217	△0
(11)リース債務(固定負債)	162	129	△32
負債合計	38,980	38,947	△32
(12)デリバティブ取引(※)	△12	△12	_

- (※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当 該帳簿価額によっております。
 - (3) 投資有価証券 投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。
 - (4) 長期貸付金 長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を長期プライムレート等 適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。
 - (5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 1年内返済予定の長期借入金、(8) リース債務(流動負債)、(9) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

- (10) 長期借入金、(11) リース債務(固定負債) これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (12) デリバティブ取引 デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。
- (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

	(12 0/313/
区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券に含まれる非上場株式	613
出資金	910

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

賃貸等不動産に関する注記

- 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の住宅等(土地を含む)を所有しております。
- 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,923	1,491

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

1株当たり情報に関する注記(表示単位未満を四捨五入して表示しております。)

1. 1株当たり純資産額

3,006円92銭

2. 1株当たり当期純利益

178円92銭

重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)を対象として、下記の通り、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入し、対象取締役に対し、本制度に基づき割当てられる譲渡制限付株式の払込金額相当額の金銭報酬債権の支給のご承認を求める議案を、2019年6月26日開催予定の当社第89期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしました。

1. 本制度を導入する理由

対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対する金銭報酬債権の支給及び現物出資

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は年額60百万円以内とします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会にて決定いたします。

(2) 対象取締役に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年60,000株以内とします。但し、当社が普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株あたりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を合理的に調整するものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

3. 本制度の導入の条件

本制度においては、対象取締役に対し、譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給するため、かかる金銭報酬債権の支給に必要な議案を、本株主総会に付議するものとし、当該普通株式の発行又は処分は、本株主総会において同議案につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株		主	資		本	
		資 本 乗	余 金	利	益 剰 余	金		
	資 本 金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		員 平 年 順 亚	合 計	70 皿 年 佣 亚	繰越利益剰余金	<u> </u>		
当 期 首 残 高	7,186	913	913	83	4,157	4,241	△22	12,318
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△225	△225		△225
利益準備金の積立				22	△22	_		-
当 期 純 利 益					661	661		661
自己株式の取得							△154	△154
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	_	_	22	413	435	△154	281
当 期 末 残 高	7,186	913	913	106	4,570	4,677	△177	12,599

			評	個	i			换		算		差		額	等							
	そ評	の他価	有差	価証額	券金	繰	延	^	ツ	ジ	損	益	評差	価額	· 等	換合	算計	純	資	産	合	計
当 期 首 残 高					582						2	△36					546				12	2,864
当 期 変 動 額																						
剰余金の配当																						△225
利益準備金の積立																						-
当 期 純 利 益																						661
自己株式の取得																					4	△154
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				4	△524							22					△501				4	△501
当期変動額合計				۷	△524							22					△501				4	△220
当 期 末 残 高					58						4	△13					44				12	2,644

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの : 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入

法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ : 時価法

(3) たな卸資産 : 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低

下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物: 旧定額法、耐用年数は2~50年機械及び装置: 旧定率法、耐用年数は2~12年工具、器具及び備品: 旧定率法、耐用年数は2~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) : 旧定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における

利用可能期間 (5年) に基づく定額法

(3) リース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えて、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金(前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ① ヘッジ手段 : 為替予約取引・金利スワップ取引
 - ② ヘッジ対象 : 外貨建予定取引・借入金利息
- (3) ヘッジ方針

「社内管理規則」に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを為替予約取引によりヘッジし、借入金に係る市場金利の変動リスクを金利スワップ取引でヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

- 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

7. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 4,109百万円 短期金銭債務 561百万円

長期金銭債権 710百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,336百万円

- 3. 有形固定資産の「機械及び装置」のうち、取得価額から控除した国庫補助金等受入にともなう圧縮記帳額 は49百万円であります。
- 4. 保証債務

以下の会社の金融機関からの借入金等に対して、つぎのとおり債務保証を行っております。

GSI Exim America,Inc.	1,243百万円
㈱セントラル科学貿易	486
GSIマルロンテックス㈱	112
他3社	69
計	1,911

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 24,442百万円 仕入高 4,111百万円 営業取引以外の取引による取引高 404百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 6,464,971株

2. 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 148,875株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金繰入限度超過額等によるものであり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース 契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 法人主要株主

種類	会社名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合	関連当事者と の関係	取引	の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
法人主要株主	グンゼ(株)	大阪市北区	26,071	繊維製品 他製造	直接 14.85%	グンゼ㈱製品の仕 入、当社で取扱う 繊維原料等の販売	営業取引	仕入	2,943	買掛金	1,071

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 繊維原料等の販売については、市場価格、当社の総原価等より算定した価格をベースに、交渉の上、一般的取引における条件と同様に決定しております。
- (2) 工業製品等の仕入については、市場価格、グンゼ㈱の総原価等より算定した価格をベースに、交渉の上、一般的取引における条件と同様に決定しております。

2. 子会社

種類	会社名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)セントラル 科学貿易	東京都 江東区	100	工業製品関連	直接 100%	同社借入金に対する 債務保証	債務保証	486	-	-
子会社	㈱いずみ	大阪市 中央区	90	繊維関連	直接 100%	役員の兼任	受取配当金	95	_	_
子会社	GSI Holding Corporation	米国・ ニューヨーク	千米ドル 1,010	米国における 持株会社	直接 100%	役員の兼任	受取配当金	169	未収入金	55
子会社	GSI Exim America, Inc.	米国・ ニューヨーク	千米ドル 2,000	繊維関連 工業製品関連	間接 100%	同社借入金に対する 債務保証 役員の兼任	債務保証	1,243	-	_
子会社	GSI Trading Hong Kong Ltd.	中国・香港	千香港ドル 13,865	繊維関連 工業製品関連	直接 100%	香港での当社グルー プの仕入・販売 役員の兼任	売上	18,266	売掛金	2,849

取引条件及び取引条件の決定方針等

製品等の仕入・販売については、市場価格を勘案して一般的取引における条件と同様に決定しております。

1株当たり情報に関する注記(表示単位未満を四捨五入して表示しております。)

1. 1株当たり純資産額

2.001円89銭

2. 1株当たり当期純利益

102円74銭

重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2019 年5 月15 日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)を対象として、下記の通り、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入し、対象取締役に対し、本制度に基づき割当てられる譲渡制限付株式の払込金額相当額の金銭報酬債権の支給のご承認を求める議案を、2019年6月26日開催予定の当社第89期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしました。

1. 本制度を導入する理由

対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対する金銭報酬債権の支給及び現物出資

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は年額60百万円以内とします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会にて決定いたします。

(2) 対象取締役に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年60,000株以内とします。但し、当社が普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株あたりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を合理的に調整するものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

3. 本制度の導入の条件

本制度においては、対象取締役に対し、譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給するため、かかる金銭報酬債権の支給に必要な議案を、本株主総会に付議するものとし、当該普通株式の発行又は処分は、本株主総会において同議案につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。